

会報 第2号



発行日 2012.4.1

平成24年3月6日・7日 第2回研修会を開催しました。

三重県環境整備事業協同組合との共催により開催させていただきましたことを御礼申し上げます。



浄化槽適正管理技術研修会

3月6日

9:00 受付開始

10:00 主催者挨拶

10:20 「浄化槽行政の目指すべき方向」

講師 三重県環境森林部水質改善
副室長 坂下輝之様

11:00 「今、求められる浄化槽維持管理とは」

講師 三重県環境整備事業協同組合
専務理事 木村俊哉

13:00 「浄化槽清掃技術について」

講師 (財)日本環境整備教育センター
企画情報グループ
リーダー 岡城孝雄様

3月7日

8:30 受付開始

9:00 「浄化槽保守点検技術について」

講師 (財)日本環境整備教育センター
企画情報グループ
リーダー 岡城孝雄様

13:00 「恒久的な生活排水処理施設である
浄化槽の信頼性の確保について」
と題しパネルディスカッション

パネリスト: 三重県環境森林部水質改善室
室長 中川善明様

パネリスト: 四日市市上下水道局
生活排水課
課長 中村善幸様

パネリスト: 三重県環境整備事業協同組合
専務理事 木村俊哉

パネリスト: (社)三重県浄化槽保守点検業協会
理事 加藤順健

コーディネーター: (社)日本水環境推進機構
理事長 立野大輔様



三重県環境森林部 水質改善室

副室長 坂下 輝之 様

浄化槽行政の目指すべき方向と題して浄化槽の高度化と保守点検としての浄化槽の位置づけ、水質環境保全の係る浄化槽の課題、今後の行政推進について講義を頂戴した。



三重県環境整備事業協同組合

専務理事 木村 俊哉 様

今、求められる浄化槽管理とは講義を頂戴した。

全国環整連認証システムとは

Q 複数の市町村より、認証システムとは何かという問い合わせがありましたので、お答えいたします。

A 浄化槽の維持管理は、清掃・保守点検・法定検査の実施が浄化槽法で定められております。

清掃・保守点検は技術上の基準に基づき作業を行わなければなりません。しかしながら、一部地域では一律年12回の保守点検を行うところもあれば、業者によって作業内容のバラツキも見受けられます。また、同月に清掃、保守点検が重なるなど、設置者からしてみれば、これが本当に信頼できる維持管理なのかという指摘もあります。

そこで全国環整連は、技術上の基準に基づく作業の平準化と浄化槽の処理機能を発揮、維持することのできる間隔での作業月の設定、清掃・保守点検・法定検査問の申送りによる連携を強化し、誰から見ても信頼される水質に責任をもった維持管理を行うことを目的に構築しました。

特に清掃については、従来までのただ引き抜く作業から、浄化槽の1年間の水質・汚泥の堆積状況を確認し、清掃時に維持管理の総合的な判断を適切に行い、清掃を実施し、清掃後の処理機能を速やかに立ち上がる為の調整も行ってまいります。

システムの認証には4段階の種類があり、それぞれ企業に対して認証を行います。企業を認証することで、個々のスキルアップは勿論のこと、企業全体で運用することにより、適正な維持管理の徹底がシステム的に行えることとなります。

また、県・市町村からも浄化槽維持管理状況を閲覧する事ができ、今まで以上監督管理が出来るようになります。

(財)日本環境整備教育センター 企画情報グループリーダー 岡城 孝雄 様



各メーカーの性能評価型浄化槽の清掃技術について3月6日に、保守点検技術について3月7日に講習をしていただきました。

資料も充実しており、参加者からは本当に勉強になったので、今後、仕事に生かしていきたいという話が沢山ありました。

パネルディスカッション それぞれの立場から問題点が提起され相互に協力することを確認しました。



第1回研修会は平成23年11月24日に開催しました

研修テーマ： 高度化する浄化槽の構造・維持管理技術について

会 場： 三重県勤労者福祉会館2階第2会議室

研修内容 (1)行政が求める保守点検業のあり方

三重県環境森林部 水質改善室 室長 中川喜明様

(2)高度化する浄化槽の構造・維持管理技術について

㈱ダイキアクス生産部生産開発課 主任 網江順哉様



三重県環境森林部 水質改善室 室長 中川喜明 様

行政が求める保守点検業のあり方の講義を頂戴した。



協会からの案内

協会及び会員の皆さんの目指すものについて

我々保守点検業者は、ユーザーの信頼を基に仕事を行っております。その信頼は技術力と誠意がないと勝ち取ることはできません。業務上の課題、問題点をすぐに解決する技術力が求められます。技術力を高めるためには、各自の経験と学習だけではなく情報の共有化が欠かせません。

また清掃業者との協力、監督官庁である県の理解も必要です。真剣に仕事に取り組む皆様と共に考え、協力して解決していきたいと考えています。お困り情報、協力要請等なんでも協会へお寄せ下さい。

当協会を設立した趣旨『当法人は、公衆衛生の向上並びに水環境の保全を図るため、恒久的な生活排水処理施設である浄化槽の信頼性の向上に寄与することを目的とし・・・』及び顧客から十分な信頼を得られていない現実を踏まえ、保守点検業者としてあるべき姿、ありたい姿を目指した内容であったかと反省すれば、「ただ研修を行っただけである」との認識を持たざるを得ず、会員の皆様方に対しては満足感を与えることができない内容であったとの結論に達しました。

つまり、本協会の設立趣旨からの研修の目的は、信頼される技術力を有し、ユーザーの信用と信頼を確保し、安心して仕事を任される業者になること。そして、ライフラインの要である生活排水処理施設の中で重要な位置を占める浄化槽が、あらゆる関係者と連携協働のうえ適正な評価に基づいた市民権を得ること。さらに、その結果として水環境の保全に寄与することであります。

このことから、常日頃業務に邁進されている会員各位が抱えてみえる課題、疑問等を集約し解決のための議論を行い会員相互の情報共有に努め、かつ、研修課題を的確に把握した上で研修会を実施することを目的とした委員会を設立しました。

今後は、情報集約等の仕組み作りを行うとともに、ユーザーから信頼される保守点検業界となるため、次の事項を柱とした協会運営を行ってまいります。

1. 会員全体の技術力の向上
2. 清掃業界との相互連携による管理レベルの向上
3. 行政(県、市町)との連携協働による課題解消

当協会の会員の皆様が心から加入して良かったと実感できるよう、頑張っ参りますのでよろしくお願いたします。

今後の予定 第1回定時社員総会 平成24年6月5日

平成24年度第1回研修会

協会会員入会案内

本協会創立の趣旨にご賛同いただける方は、下記までご連絡ください。

連絡先

一般社団法人 **三重県浄化槽保守点検業協会**

(会社法人等番号 1900-05-009799)

〒510-0256

三重県鈴鹿市磯山町四丁目4番35号

TEL.059-386-2882 FAX.0599-26-5351